

岩倉市まちづくりネットワーク実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、共に活動する人を探している市民活動団体と、何か役に立ちたいと思っている個人とをつなぐことで、市民主体のまちづくりを推進するための岩倉市まちづくりネットワーク（以下「まちネット」という。）の構築及び運用に必要な事項を定めることを目的とする。

(設置主体)

第2条 まちネットの設置主体は、市民協働部協働安全課とし、事務局を市民活動支援センター（以下「事務局」という。）とする。

(事業)

第3条 まちネットが行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 共に活動する人を募集する団体の登録（以下「お願い登録」という。）に関する事。
- (2) 共に活動しようとする個人の登録（以下「お手伝い登録」という。）に関する事。
- (3) お願い登録及びお手伝い登録の情報管理、照合及び仲介に関する事。
- (4) その他まちネットの目的を達するために必要な事。

(登録資格)

第4条 まちネットに登録できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) お願い登録ができるのは、市民活動支援センターの登録団体とする。
- (2) お手伝い登録ができる者は、中学生以上とする。ただし、18歳未満の個人については、保護者の同意を得ることを条件とする。
- (3) 次の事由がある場合には、登録の承認を行わない。

①政治、宗教又は営利を目的とする活動及びこれらへの勧誘を伴う活動

②申込の際に、虚偽の内容を登録した者

③暴力団等の反社会的勢力に関わる者

④市長が、登録する者として認めることが不相当であると判断した場合

(登録手続き等)

第5条 お願い登録及びお手伝い登録をしようとするものは市長に届け出

るものとする。

- 2 市長は、前項の規定によるお手伝い登録申請を受けたときは、内容を確認の上、適当と認めるときは登録者として認定し、登録者証（様式第1）を交付するものとする。また、適当と認められない場合は、その旨を当該届出者に通知するものとする。

（登録の変更）

- 第6条 前条第2項の規定によるお願い登録団体又はお手伝い登録者は、登録した事項に変更が生じた場合には、速やかに市長に対し届け出るものとする。

（登録の取消し）

- 第7条 市長は、お願い登録団体又はお手伝い登録者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すものとする。

- (1) 登録を取り消す届出があったとき
- (2) 登録の内容に偽りがあったとき
- (3) お願い登録団体が市民活動団体の登録を抹消されたとき
- (4) その他市長が登録者として不適格と認められる事実が生じたとき

（登録者の公表）

- 第8条 市長は、お願い登録団体の名称、代表者氏名及び活動内容等を、登録者の承諾を得た上で、公表することができるものとする。

- 2 市長は、前項の公表に当たっては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令等を遵守しなければならない。

（報酬及び費用弁済）

- 第9条 お手伝い登録者は、原則として無報酬で活動を行うものとする。ただし、交通費及び食事代並びに活動に係る材料費及びその他実費等の弁済については、お願い登録団体が決定する。

（報告）

- 第10条 市長は、お願い登録団体及びお手伝い登録者に対し実績報告を求めることができる。

（賠償責任）

- 第11条 まちネットの設置及び運営にあたり、市はお願い登録団体及びお手伝い登録者並びに利用者に対し、傷害・損害賠償等の一切の責任を負わ

ない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1 (第5条関係)

お手伝い登録者証

登録No.

氏名

岩倉市長